

家庭的保育事業の法制度化のイメージ

【児童福祉法】

◎家庭的保育事業の定義

家庭的保育事業とは、保育に欠ける乳児又は幼児を、家庭的保育者(厚生労働省令で定める要件に該当するもの)がその居宅等において保育する事業をいう。

◎保育の実施

市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

◎事業の開始等

市町村は、事前に都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎実施基準の遵守

厚生労働省令で必要な基準を設ける。

◎都道府県による指導監督等

◎情報提供

【実施基準】

○保育士、看護師等

※無資格者の扱いについては検討事項。

○基礎研修の受講

【ガイドライン】

研修内容・時間等についてはガイドラインで定める。

(実施基準の例)

○市町村が家庭的保育者に遵守させる基準

・実施場所・設備基準

保育を行う専用の部屋の面積等

・配置基準

3人以下(補助者がいる場合は5人以下)

・保育の内容

○市町村が行う体制整備

・保育内容の計画・相談

・巡回指導・相談

・研修

・代替保育

・健康診断

・集団保育

・苦情受付

・他機関との連携

保育の内容についてはガイドラインで定める。

研修内容・時間等についてはガイドラインで定める。